

[参考] 国の指定職俸給表と先行事例等における適用事例について

号俸	俸給月額(円)		適用官職	都道府県・独法等適用事例 ※国立大学法人はH16.5月現在の状況	H21人勸後支給額(※)(千円・以内)				岐阜県 適用案	
	現行	H21人勸			月額	賞与	年間計	退手1年	3病院	看護大
8	1,221,000	1,207,000	事務次官、人事院事務総長、警察庁長官、金融庁長官 他	○(独)国立病院機構 理事長 ○国立大学法人理事長多数(千葉大、東工大、一橋大、新潟大、金沢大、神戸大、岡山大、熊本大 他)	1,207	5,560	20,044	1,811		
7	1,142,000	1,138,000	警視總監	○国立大学法人理事長多数(弘前大、山形大、群馬大、信州大、島根大、徳島大、長崎大、琉球大 他)	1,138	5,242	18,898	1,707		
6	1,066,000	1,063,000	外局(庁)の長官、各府省審議官、会計検査院事務総局次長 他	○公立大学法人理事長(静岡県、島根県) ○国立大学法人理事長多数(岐阜大、愛知教育大 他)	1,063	4,897	17,653	1,595		
5	994,000	991,000	○国立病院(ナショナルセンター) 総長×6 他	○公立大学法人理事長(滋賀県、宮城県、岡山県) ○岐阜県情報科学芸術大学院大学 学長 ○(独)国立病院機構 副理事長(5or6号俸) ○国立大学法人で理事の上限とする例多数	991	4,565	16,457	1,487		
4	922,000	919,000	内部部局(官房、局)の長 他 ○国立病院(ナショナルセンター) 病院長×3	○愛知県病院事業管理者、公営企業管理者(921,000円以内)	919	4,233	15,261	1,379		
3	843,000	840,000	外局(庁)の次長 他	○東京都病院独法 理事長、副理事長、理事 (東京都指定職俸給料表の月額をベースに地域手当(16%)、期末手当(3.50月)を加えた額により法人役員の年俸表を定めた上で3号俸相当額を適用) ○愛知県県立病院総長、各病院長 ○公立大学法人役員(三重県)(843,000円以内) ○岐阜県立看護大学学長(現行) ○(独)国立病院機構 理事(3or4号俸) ○国立大学法人理事多数(岐阜大、東京外語大 他)	840	3,870	13,950	1,260	理事長	理事長
2	784,000	782,000	人事院指令で定める官職 ○国立病院(ナショナルセンター) 病院長×5 ○国立療養所 園長×5	○山形県病院事業管理者、公営企業管理者(783,000円) ○国立大学法人で常勤監事の上限とする例多数	782	3,602	12,986	1,173	副理事長	
1	728,000	726,000	人事院指令で定める官職	○(独)国立病院機構 常勤監事(1or2号俸) ○公立大学法人理事(滋賀県、宮城県) ○公立大学法人役員(大分県、熊本県、青森県) └1~5号給相当額から理事長が決定	726	3,344	12,056	1,089	理事	理事

※「適用事例」には、国指定職俸給表に準じた報酬表・給料表を定めている事例のほか、国指定職俸給表中の俸給月額と同額(ほぼ同額のものを含む)の報酬額・給料額を設定している事例を含む。  
 ※「適用事例」の各団体において報酬額・給料額に対する臨時的抑制措置が行われている場合があるが、ここでは考慮していない。  
 ※賞与・退職手当(在職1年分)の金額は、各号俸の俸給月額をもとに、今回定めようとする4法人の賞与・退職手当の計算方法及び地域手当(3%)を仮に適用した場合の金額(試算額)を記載している。  
 ※賞与及び年間総支給額には地域手当(3%)の影響を含めているため、地域手当が支給されない下呂温泉病院法人及び看護大学法人では、表示の金額よりやや少なくなる。